

## 社会福祉法人 建仁会 行動計画

男女職員が育児休業を取得し、復職後も子育てを行いながら就業を継続し活躍できるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年12月 1日～令和 6年11月30日末までの2年間

### 2. 目標

目標：子供の出生時における、育児休業の取得を70%にする。

### 3. 取組内容・実施期間

取組内容：育児休業に関する制度の周知を図る。

#### <対策>

- 令和 4年12月～ 育児休業に関する情報の収集。
- 令和 4年12月～ 施設内掲示により、職員へ周知する。